

第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県コンビナート計画」という。）を受けて、横浜市域に係る災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、災害予防対策、応急対策及び復旧対策の実施に必要な事項を定め、もつて市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2章 計画の性格

第1節 計画の性格

この計画は、石災法第31条に基づく、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害に関し、県コンビナート計画に基づき、主として横浜市（以下「本市」という。）が実施する防災対策の細部運用を定めた計画である。

第2節 横浜市防災計画の準用

特別防災区域に係る防災対策について、この計画に定めのない事項は、当該災害の状況に応じて、横浜市防災計画等を準用し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 東海地震事前対応計画

この計画中の「東海地震事前対応計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条の規定に基づく強化地域ではないが、横浜市防災計画「震災対策編」に基づき、東海地震に関連する情報が発表された場合に、特別防災区域内の混乱又は地震発生時の被害を最小限に食い止めるため、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。

第4節 災害想定

災害想定については、県コンビナート計画に定める災害想定の状態による。

第3章 計画の基本方針

第1節 特定事業所等の措置

特定事業所等は、災害防止の第一義的責任を負うことを自覚し、防災関係諸法令等に基づいて具体的な防災対策を実施して、当該事業所内の関係施設の安全はもとより、各事業所相互間の協力体制を確立し、地域の一体的防災体制の充実強化に努めるものとする。

第2節 防災体制の整備強化

災害時には、初動段階での対応がその後の防災対策の成否に重大な影響をおよぼすことから、初動体制強化の取組や迅速な要員の確保、防災関係機関との連携など、防災体制の整備強化を図る。

第3節 予防対策と初期活動の充実

すべての防災関係機関等は、特別防災区域の災害の特殊性に鑑み、災害の発生を未然に防止するための予防対策の充実と発災初期の防災活動に万全を期するように努めるものとする。

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

本市、防災関係機関等（特定事業所を含む。）が特別防災区域の防災に関し、その処理すべき業務の大綱は、次のとおりとする。

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横浜市	<ol style="list-style-type: none">1 防災訓練の実施及び指導2 特定事業所に対する立入検査3 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導4 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督5 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督6 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄及び整備7 防災に関する調査、研究及び教育8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報9 消防活動、その他応急措置10 被災者に対する救助及び救護の実施11 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導12 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「石油コンビナート等現地防災本部」という。）の運営13 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策14 保健衛生15 被災施設の復旧16 その他の災害応急対策17 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
-----	--

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 神奈川県

神奈川県	<ol style="list-style-type: none">1 石油コンビナート等防災本部の運営2 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備3 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整4 防災訓練の実施5 特定事業所に対する立入検査6 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
------	---

	8 防災に関する調査、研究及び教育 9 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成 10 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部の設置 11 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 12 緊急輸送手段の確保 13 保健衛生 14 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援 15 災害救助法に基づく被災者の救助 16 緊急消防援助隊の派遣要請 17 広域緊急援助隊の派遣要請 18 関係市に対する災害防御に関する指示 19 自衛隊の派遣要請 20 被災施設の復旧 21 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
--	--

2 特定事業所

特定事業所	1 関係法令及び行政指導基準等に基づく関係施設等の安全管理の徹底 2 自衛防災組織の設置・整備 3 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化 4 防災教育及び防災訓練の励行 5 災害時における防御活動の実施 6 特別防災区域協議会の設置 7 相互応援体制の確立 8 共同防災組織の設置・整備 9 広域共同防災組織の設置・整備
-------	---

3 特定地方行政機関等

関東管区 警察局	1 管区内各警察の災害警備活動の指導調整 2 管区内各警察の相互援助の調整 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携 4 警察通信の確保及び通信統制 5 津波警報の伝達
神奈川労働局	1 労働災害防止に関する指導及び監督 2 労働安全教育の指導及び援助 3 特定事業所に対する立入検査 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
関東東北産業 保安監督部	1 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認 2 特定事業所に対する立入検査

及び関東 経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 3 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査 4 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保 5 災害に関する情報の収集及び伝達 6 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保 7 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 8 被災中小企業の振興
関東地方 整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練の実施 2 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 3 災害に関する情報の収集及び広報 4 災害時における交通確保 5 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 6 災害復旧工事の施工 7 再度災害防止工事の施工 8 港湾施設、海岸保全施設等の整備 9 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策 10 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工 11 海洋の汚染の防除事業の実施
第三管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査 4 港湾の状況等の調査研究 5 船艇、航空機による警報等の伝達 6 船艇、航空機等を活用した情報収集 7 活動体制の確立 8 船艇、航空機等による海難救助等 9 船艇、航空機による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送 10 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 11 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 12 排出油等の防除等 13 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 14 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 15 海上における治安の維持 16 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 17 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導

	18 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
	19 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

4 自衛隊

自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 通信情報活動 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与 6 その他応急復旧活動等の支援等
-----	---

5 神奈川県警察

神奈川県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等関係施設の実態把握 2 関係機関との相互連携と連絡体制の整備 3 危険物等災害装備資機材の整備 4 関係法令に定める権限の行使 5 防災訓練の実施 6 災害に関する情報の収集 7 救出救助活動 8 避難誘導その他の避難対策 9 立入禁止区域の設定 10 交通規制等交通対策 11 危険物等の防除活動 12 その他社会的秩序の維持
--------	---

第3節 その他の事業所等の協力

1 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

2 住民の協力

特別防災区域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力を努めるものとする。